

建築物石綿含有建材一戸建て等調査者講習 試験問題A

受講番号	
氏名	

基礎知識 1	10		4
基礎知識 2	10		4
建材調査	30		12
現地調査	40		16
報告書作成	10		4
合計	100		60以上

科目 1, 建築物石綿含有建材調査者に関する基礎知識 1 (4問×2.5点)

問 1 : 『建築物石綿含有建材調査』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 2016 (平成28) 年には労働安全衛生法施行令が改正され、石綿を0.1重量パーセントを超えて含有する製品の製造等が禁止された。
- ② 1975 (昭和50) 年に特定化学物質等障害予防規則の改正で、石綿を5重量パーセントを超えて含有する吹付け作業は原則禁止になった。
- ③ 1995 (平成7) 年、石綿を1重量パーセントを超えて含有する吹付け作業が原則禁止と強化され、労働安全衛生法施行令の改正で、茶石綿 (アモサイト) ・青石綿 (クロソドライト) の製造などの禁止が行われた。
- ④ 国内では、1956 (昭和31) 年から、吹付け石綿が販売されていた。

問 1	
-----	--

問 2 : 『石綿の定義、種類、特性』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 石綿とは、自然界に存在するけい酸塩鉱物のうち繊維状を呈している物質の一部の総称である。
- ② 厚生労働省通達では、石綿を「繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロソドライト及びトレモライト」と定義している。
- ③ レベル 1 の石綿は、飛散性が低い石綿含有吹付け材であり、吹付け石綿などはこのカテゴリーに含まれない。
- ④ 蛇紋石系に分類される石綿のクリソタイルは、すべての石綿製品の原料として、世界中で多く使用されてきた。

問 2	
-----	--

問 3 : 『石綿による疾病、環境の石綿濃度』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 非喫煙者の肺がん死亡率1.0に対し、石綿ばく露労働者の肺がん死亡率は約5倍となっている。
- ② 中皮腫は、他の疾患に比べ石綿ばく露との因果関係が非常に強いが、潜伏期間は短い。
- ③ 粉じんの吸入約1年後の肺内の残留率は、非喫煙者では約10%であるのに対して、喫煙者では、約50%になるとの報告がある。
- ④ 石綿累積ばく露量 (石綿ばく露濃度×石綿ばく露期間) と、石綿関連疾患の発症には相関がある。

問 3	
-----	--

問 4 : 『建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 建築物に使用されている吹付け石綿の目視判断による劣化判定と、気中石綿濃度との間の相関性は明確である。
- ② 日本において「吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業 (建設業以外)」に分類された石綿関連疾患の発症事例は、100名を超えていて、疾患としては、中皮腫が最も多い。
- ③ 肺がんの死亡率は石綿累積ばく露量に比例し、中皮腫の死亡率は石綿累積ばく露量だけでなく経過年数の影響が大きい。
- ④ 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、子供が長く滞在する建築物は優先順位が最も高い。

問 4	
-----	--

科目 2，建築物石綿含有建材調査者に関する基礎知識 2（4問×2.5点）

問 1：『大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 大気汚染防止法では、建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が500m²以上であるものについては、調査結果の都道府県知事へ報告が義務付けられている。
- ② 大気汚染防止法では、石綿含有成形板等は特定建築材料に該当する。
- ③ 事前調査は元請業者が行い、発注者に説明し、記録事項及び記録・説明書面の写しを保存しなければならない。
- ④ 解体等工事の元請業者又は自主施工者が行う事前調査結果等を表示した掲示板の設置が必要である。

問 1	
-----	--

問 2：『大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 建築基準法では、建築物の通常の利用時において、吹付け石綿（石綿0.1重量パーセントを超えるもの）の使用禁止及び建築物及び工作物の増改築時や大規模修繕・模様替え時に除去等を義務付けているが、吹付けロックウール（石綿0.1重量パーセントを超えるもの）は適用されない。
- ② 大気汚染防止法の規制の対象作業は、石綿を飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物の解体、改修等が対象となる。
- ③ 大気汚染防止法では、石綿含有成形板等は特定建築材料に該当する。
- ④ 大気汚染防止法の定めにより、元請業者が行った事前調査に関する記録は、解体等工事が終了した日から3年間保存する。

問 2	
-----	--

問 3：『石綿含有建材調査者』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有建材調査者は、意図的に事実と反する調査を行ったり、虚偽の結果報告を行っては絶対にならない。
- ② 石綿含有建材調査者は、石綿含有建材の調査の専門家であり、対策や工法については除去工事業者が行うため、精通しておく必要はない。
- ③ 石綿含有建材調査者には、石綿分析技術に関する知識も必要である。
- ④ 石綿に関する情報と措置技術は日々新しくなっており、石綿含有建材調査者には常に情報収集の努力が必要である。

問 3	
-----	--

問 4：『事前調査の具体的手順の例』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 書面調査で石綿の含有・無含有の判定ができない場合は、現地調査で成形板の裏面のJIS表示や不燃番号等を確認して判定する方法がある。
- ② 現地調査においては、「石綿含有」とみなすこともできる。
- ③ 事前調査は、現地調査を行わず、書面調査判定で調査を確定終了してもよい。
- ④ 現地調査において、書面調査結果と照合した結果、差異がある場合は、現場の状況を優先する。

問 4	
-----	--

科目3、一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査（4問×3.5点）

問1：『一戸建て住宅等』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 共同住宅の住戸の内部には、共用部分の廊下は含まれないが、ベランダは専有部のため含まれる。
- ② 木造住宅には、「木造軸組在来工法」、「木造枠組壁式工法（ツーバイフォー工法）」、「パネル工法」などがある。
- ③ 木造軸組在来工法とは、木の柱と梁で骨組みを組み、筋かいで地震等の横荷重に耐える構造である。
- ④ 防火木造は、柱・梁などの骨組みが木造で、屋根や外壁など延焼のおそれのある部分がモルタル、サイディングボードなどが使用されているほか、石綿含有建材などの防火性能を有する材料が幅広く使われている。

問1	
----	--

問2：『関係法令との関連』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 建築基準法では、国民の生命、健康及び財産の保護を図るため、建築物の防火規制を定めている。
- ② 建築基準法では、建築物の用途、規模、地域に応じて、建築物の壁や柱などの主要構造物を耐火構造又は準耐火構造とすることなどが義務付けられている。
- ③ 建築基準法において「壁（構造上重要でない間仕切壁を除く）」は、建築物の主要構造部である。
- ④ 建築基準法において「床及び構造上重要でない揚げ床、最下階の床、回り舞台の床」は、建築物の主要構造部である。

問2	
----	--

問3：『一戸建て住宅等に使用される石綿含有建材』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① レベル3の石綿含有建材のうち、石綿含有ケイ酸カルシウム板第一種の製造時期は、1960年から2004年である。
- ② レベル3の石綿含有建材のうち、石綿含有ロックウール吸音天井板の製造時期は、1961年から1987年である。
- ③ 建築用仕上塗材自体は、塗膜が健全な状態では石綿が発散するおそれがないため、これを破断し、除去しても含有する石綿が飛散するおそれはない。
- ④ 建築用仕上塗材で仕上げられた建物を解体する場合は、下地調整塗材および建築用仕上塗材が対象となり、コンクリートの上部までを調査対象範囲とする。

問3	
----	--

問4：『建築設備』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 建築基準法で定義する建築設備のうち、防火設備に「スプリンクラー」は含まれる。
- ② 建築基準法で定義する建築設備のうち、昇降機に「エレベーター」は含まれない。
- ③ 電気設備の防火区画貫通処理には、けい酸カルシウム板第二種が耐火仕切板として使用されていることが多くみられる。
- ④ 空調設備において、冷温水を使って空調する方式では、冷温水を運ぶ配管の保温として、石綿含有保温材が使用されていた。

問4	
----	--

科目3、一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査（4問×4点）

問5：『書面調査の実施要領』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 石綿調査の第1段階は、設計図書等の調査（書面調査）から始まる。
- ② 書面調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、現地調査の計画を立てるために行う。
- ③ 現地で実際の建材を目視することが最も確実な調査手法であることから、書面調査については省略することもできる。
- ④ 書面調査における情報の入手については、図面や図面以外の情報をできる限り入手し、所有者へのヒアリングなどを行う。

問5	
----	--

問6：『一戸建て住宅等での図面の種類と読み方』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 複数回、建築物所有者が変わっている建築物の場合でも、建築物売買の際に建築図面が必要となるため、建築図面が紛失されているケースはほとんどない。
- ② 施工図の内容は詳細事項が多いため、理解するには専門知識が必要である。
- ③ 図面からの情報は調査における補助的な位置づけであり、現地での確認状況を優先することは言うまでもない。
- ④ 内部仕上表は、仕上面の資材が記載されているだけで、間仕切壁や天井裏、外壁等の裏打ちなどの直接見ることのできない部分の建材については記載されていないため、留意が必要である。

問6	
----	--

問7：『石綿含有建材情報の入手方法』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、公表されて以降、無断改変による混乱を避けるため更新されていない。
- ② 実際に使用されている建材が「石綿含有建材」か「否」か判定できるのは、その建材の商品名が特定でき、メーカーが正確な情報を開示している場合である。
- ③ 石綿を含有する建材の最新情報については、国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」を活用できる。
- ④ 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」で検索した建材（商品）がないことを以て、石綿無しの証明にはならない。

問7	
----	--

問8：『書面調査結果の整理』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 現地調査では、書面調査結果をもとに実際の現場で使用されている建材を確認し、分析が必要な試料の採取を行うこととなるため、書面調査結果は見やすく整理し、現地調査に持参する。
- ② 書面調査結果の整理は、「1.石綿含有建材等の建材をリストアップし」、「2.動線計画を立てる」という2点を主な作業として行っていく。
- ③ 見落としを防ぐためには、各棟・各階ごとに記録を行うワークシートを使用することも有効である。
- ④ 建築図面が全くない場合は、現地調査に記録用紙を持参し、各階を目視の上、各階の概略平面図を作成する。

問8	
----	--

科目4， 現地調査の実際と留意点（10問×4点）

問1：『現地調査の流れ』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 事前調査を事前の計画や準備をせずに成り行きで行おうとすると、肝心な部位の調査漏れを生じたりして、再調査が必要となる可能性がある。再調査は調査自体の正確性や依頼者からの信頼を失うものとなる。
- ② 事前調査は、たいていの場合、これまでに訪れた建築物であるため、事前の計画や準備することは難しく、調査者の経験と勘で調査することになるので、調査漏れや再調査はやむを得ない。
- ③ 調査者は、所有者などから、些細な情報でも今後の調査の参考になる場合があるので、可能な限り情報収集に努める。
- ④ 現地調査では、発注者や建築物管理人などからのヒアリングや図面確認をした後、大まかな現地確認作業の流れを決めることが重要である。

問1	
----	--

問2：『事前準備』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 事前調査時の試料採取時は、石綿粉じんが発じんすることはないので、呼吸用保護具の装着は必要ない。
- ② 事前調査で使用する調査用品には、霧吹き、湿潤器、カメラ、ホワイトボード、ヘッドライト、懐中電灯、粘着テープ、ハンマーなどの工具、ちり取りセット等がある。
- ③ 調査時の服装のポイントは、調査作業中であることを第三者に伝えること、及び、石綿粉じんからのばく露防止対策の2点である。
- ④ 高所での事前調査では、墜落制止用器具を着装することは肝要である。

問2	
----	--

問3：『一戸建て住宅等に使用される石綿含有建材』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 一戸建て住宅等に使用される石綿含有建材は、主に内外装及び水回り部分に使用されている可能性が高い。
- ② 一戸建て住宅では、屋根には、断熱目的で吹付け石綿が必ず施工されていた。
- ③ 一戸建て住宅では、浴室の壁に石綿含有スレートボードが使用されていた可能性がある。
- ④ 石綿含有成形板には、石綿含有建材であることを示す「aマーク」の表示が認められる場合がある。

問3	
----	--

問4：『一戸建て住宅等に使用される石綿含有建材』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有スレートボードには、フレキシブル板、平板、軟質板、軟質フレキシブル板の4種類があるが、外観からだけでは判断が非常に難しい。
- ② 石綿含有スラグせっこう板は、内装材、外装材、軒天井材として使用されていた。
- ③ 石綿含有ロックウール吸音天井板は、軽量であり、不燃性、吸音性能に優れている。
- ④ 石綿含有スレートボードは、耐水性能が低いため、キッチンやふろ場の壁の下地に使われることはなかった。

問4	
----	--

問5：『一戸建て住宅等に使用される石綿含有建材』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 住宅では、石綿含有壁紙は、台所やユーティリティなど火気を使用する部屋に使用されている頻度が高い。
- ② 石綿含有ビニル床タイルは、耐水性、耐摩耗性、耐久性に優れた材料である。
- ③ 石綿含有ビニル床シートは、耐久性が高いが防水性がないため、廊下等の床に多く使われていた。
- ④ 石綿含有ソフト巾木は、壁と床の納まりに設けられた横材で、足の当たりやすい壁の下部を保護する役割と部屋の装飾をかねる。

問5	
----	--

科目4、現地調査の実際と留意点（10問×4点）

問6：『一戸建て住宅等に使用される石綿含有建材』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有スレート波板は、屋根に使用する場合、野地板を施工する必要がある。
- ② 石綿含有スレート波板は、表面に表示が刻印されている製品があるが、施工された状態では重ね部分に隠れている場合もある。
- ③ 石綿含有スレート波板は、軽量で強度があることから、多くは工場などの屋根、壁に使われていた。
- ④ 石綿含有住宅屋根化粧スレートは、セメントに補強材として各種の繊維材料を混入し、平板状等に成形した屋根材である。

問6	
----	--

問7：『一戸建て住宅等に使用される石綿含有建材』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有セメント円筒は、共同住宅の浴室用給湯器の排気管として使用されていた例がある。
- ② 石綿含有ルーフィングは、石綿含有されているかどうか目視で簡単に識別できる建材である。
- ③ 石綿含有接着剤は不定形だが、ビニル床タイルを剥がした後に縞状に残っていることが認められる。
- ④ 石綿含有シール材は、配管やダクトの機密性、液密性を保つためのものであり、静止した部分で使用されるものがガスケット、可動部などで使用されるものがパッキンである。

問7	
----	--

問8：『一戸建て住宅等に使用される石綿含有建材』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有吹付けパーミキュライト(レベル1)は、軽量骨材吹付けの一種であり、一戸建て住宅等の居室や台所等の天井に使用されていた。
- ② 石綿含有吹付けロックウールは、レベル2の石綿含有建材であり、一戸建て住宅などでは、内装仕上げに使用され施工例は多い。
- ③ 石綿含有保温材(レベル2)は、高温や低温の液体用の配管用鋼管などの保温、断熱、防露に優れている。
- ④ 石綿含有保温材には、珪藻土を主成分とした石綿含有けいそう土保温材やパーライトを主成分とする石綿含有けい酸カルシウム保温材などがある。

問8	
----	--

問9：『現地調査の実施要領』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① レベル3建材は、一般的に建築後にレイアウト変更がある場合も多いので設計図書や施工図書だけで判断せず、注意深く調査する必要がある。
- ② レベル1の吹付け材は施工時期のみで石綿含有の有無を判断してよい。
- ③ せっこうボードの大半（ほぼ9割）は、表面に表示がある。メーカー名、認定マーク、製造工場名などの情報をうまく活用することで、分析数量等を調整することができる。
- ④ 天井点検口が無い場合には、ボードのビスを外したり、照明器具を外してふところ内を確認する。

問9	
----	--

問10：『現地調査の実施要領』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 対象物の撮影においては広角撮影と近接撮影を行い、撮影部位の特定と劣化の状況が分かるように記録した。
- ② 調査する部屋が多いときは記憶違いや記載ミスをなくすため、各部屋の調査が終了するごとに調査メモを作成した。
- ③ 調査で材料の採取をするときは、採取位置がわかるように、写真で記録する。
- ④ 改修工事、増築工事で設計図書が揃っていたので増築、改修部分の現地調査は行わなかった。

問10	
-----	--

科目 5、建築物石綿含有建材報告書の作成（4問×2.5点）

問 1：『調査報告書の作成方法と報告』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい

- ① 建築物の概要欄における建築物の名称は、調査時点での名称を記入する。
- ② 所有者情報提供依頼概要欄において、過去の調査では、石綿の種類や含有量が現在の基準に基づいて実施されていない場合もあるので、調査・分析した時期は重要であり、所有者に調査時期による調査の不足を理解してもらうように努める。
- ③ 今回調査箇所欄は、調査対象建材があった部屋について記載し、調査できなかった部屋については誤解を招かないよう記載しない。
- ④ 今回調査箇所欄に、階を必ず記載すること。戸建て住宅の平屋の場合でも 1 階と記載する。

問 1	
-----	--

問 2：『現地調査個票の記入』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 同じような部屋を次々と調査するような場合には、石綿含有建材調査者の記憶違いなどが起こり得るため、調査者がその調査対象部屋内でメモ書きなどしておくことは、後からの調査報告書にも有効である。
- ② 現地調査個票は、個別（部屋別など）に巡視した部屋を 1 部屋 1 ページとし記載する。
- ③ 構造について、木造、S 造、RC 造など、建築物構造について記入する。
- ④ 外観の記入においては、外壁の構造の種別に違いはないため、建築物正面側の化粧仕上に注視すればよい。

問 2	
-----	--

問 3：『事前調査記録』の記載事項に含まれないものを一つ選びなさい。

- ① 事業者の名称、住所及び電話番号
- ② 調査対象の建築物等の竣工日等
- ③ 事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）
- ④ 目視による確認が困難な材料の有無及び場所

問 3	
-----	--

問 4：『所有者等への報告』に関する記述で間違っているものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有建材調査者は、建築物の所有者からの依頼を受けて、現地調査、石綿含有分析機関への調査依頼などを行い、現地調査総括票、現地調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料をとりまとめた調査報告書を建築物の所有者等に報告する。
- ② 報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、建築物の所有者等の利益を優先してアドバイスすることが重要である。
- ③ 建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合は、施工者に調査報告書を開示し、適切に解体・改修が行われるよう協力しなければならない。
- ④ 建築物所有者によっては、石綿含有製品の基準の変更等により、複数回の調査を余儀なくされたことが負担になっているとの指摘があることも、石綿含有建材調査者は理解しておく。

問 4	
-----	--